

審査基準

A-e-5の2

令和5年4月1日作成

法令名：	道路交通法
根拠条項：	第75条の16第1項
処分の概要：	特定自動運行計画の変更の許可
原権者(委任先)：	愛知県公安委員会
法令の定め：	道路交通法第75条の16第2項において準用する第75条の13 (特定自動運行の許可基準等) 道路交通法施行規則第9条の23第1項(変更の許可の申請等)、 第9条の23第2項において準用する第9条の21第2項(特定自動 運行の許可の申請書の添付書類等)、第9条の23条第2項に おいて準用する第9条の22(意見聴取)
審査基準：	別紙のとおり
標準処理期間：	別紙のとおり
申請先：	当該特定自動運行の許可を申請した警察署の交通課(地域交通 課)
問い合わせ先：	愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話(052)951-1611 内線5195
備考：	